

国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の
一部を改正するものである。

国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案

国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26年10月国立市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（東京都が法第18条の27
第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区
域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。